

全国商業高等学校長協会規約

(昭和35年5月、46年5月、48年5月、49年5月、50年5月、52年5月、56年5月、60年5月、平成10年5月、12年5月、18年10月、20年5月、25年5月、27年10月、28年10月、令和2年5月、令和3年4月、令和5年5月、令和6年5月改定、令和7年4月施行)

第1章 総 則

- 第1条 本会は全国高等学校長協会規約第6条による商業学科を主とする部会で全国商業高等学校長協会と称する。
- 第2条 本会は我が国の商業教育の振興を図ることを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達成するため下記の事業を行う。
- 1 商業教育の振興に関する事項
 - 2 全国高等学校長協会の事業に関する事項
 - 3 公益財団法人全国商業高等学校協会の事業の助成
 - 4 商業教育に関する調査研究
 - 5 機関誌の発行
 - 6 緊要なる事項の建議又は公表
 - 7 その他必要と認める事項
- 第4条 本会の主たる事務所を東京都新宿区に置く。
- 第5条 本会は全国を下記の各ブロックにより構成する。
- 1 北海道ブロック 北海道
 - 2 東北ブロック 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
 - 3 関東ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、山梨、東京、神奈川
 - 4 北信越ブロック 新潟、富山、石川、福井、長野
 - 5 東海ブロック 静岡、愛知、岐阜、三重
 - 6 近畿ブロック 滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
 - 7 中国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口
 - 8 四国ブロック 香川、徳島、愛媛、高知
 - 9 九州ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

第2章 会 員

- 第6条 本会の会員は全国高等学校長協会の会員のうち、次に定めるところとする。
- 1 商業学科を置く高等学校及び商業科の科目を置く学校の校長
 - 2 本会の目的、事業に賛同し、細則第3条第4項に定める連絡理事の推薦を受け、理事長の承認を得た学校の校長
- 第7条 (削除)

- 第8条 本会の会員は毎年5月に次の区分により会費を納めるものとする。
- 1 全日制課程にあつては、35円に在籍生徒数を乗じたものに3,750円を加えた額
 - 2 定時制・通信制課程にあつては、20円に在籍生徒数を乗じたものに1,875円を加えた額
- 但し ① 在籍生徒数は、5月1日現在とし、全日制課程と定時制・通信制課程を併置する学校にあつては、それぞれ課程別に計算されたものの合計額とする。
- なお、在籍生徒数は、商業科目を履修する生徒数とする。
- ② 一校当りの会費は、最低額を6,250円とする。
- 第9条 一旦納入した会費は如何なる理由があつても返還されない。

第3章 役 職 員

- 第10条 本会に下記の役員及び事務局の職員を置く。
- | | | |
|-------|-------|------------|
| (役員) | 理 事 長 | 1 名 |
| | 副理事長 | 2 名 |
| | 常務理事 | 細則のとおりとする。 |
| | 理 事 | 細則のとおりとする。 |
| | 監 事 | 若干名 |
| (事務局) | 事務局長 | 1 名 |
| | 次 長 | 1 名 |
| | 職 員 | 若干名 |
- 2 役員任期については1年とする。
 - 3 補欠により役員に選任された者の任期は前任者の残任期間とする。
- 第11条 理事は同一都道府県内の会員中より定数を選出する。
- 第12条 理事長、副理事長は全国役員会に於てこれを選出する。
- 第13条 常務理事は全国役員会に於て互選する。
- 第14条 監事は総会に於て会員中より選出する。
- 第15条 事務局の職員は有給とし理事長がこれを委嘱する。
- 第16条 本会より選出する全国高等学校長協会の理事は本部役員会に於て選出する。

第 17 条 本会に顧問を置くことができる。
顧問は全国役員会の推薦による。顧問は全国役員会に出席して意見を述べることができる。

第 18 条 本会に賛助会員を置くことができる。

第 19 条 理事長は本会を代表し会務を統理する。副理事長は理事長を補佐し理事長に事故があるときはこれに代る。

理事は本会の会務の企画運営を掌り会務を処理する。常務理事は本会の常務を掌る。

監事は本会の事業及び会計を監査する。

第 20 条 事務局の職員は理事長の意を承けて本会の企画運営に関する事務を掌る。

第 4 章 会 議

第 21 条 会議を分けて総会、全国役員会及び本部役員会とする。

本部役員は、理事長、副理事長ならびに原則として各会務分掌の代表によって構成する。

第 22 条 本部役員会は必要に応じこれを開く。

全国役員会は、毎年 5 月及び 10 月にこれを開く。総会は定時総会及び臨時総会とし、定時総会は毎年 5 月にこれを開き、臨時総会は本部役員会の決定により随時にこれを開く。総会は本会の重要事項を審議する。

但し、総会を開くことができない時は全国役員会を以ってこれに代えることができる。

第 5 章 資産及び経費

第 23 条 本会の資産は会員の会費、賛助会費及びその他の収入により成り、本部役員会がこれを管理する。

第 24 条 本会の経費は資産、事業により生ずる収入、会費及び雑収入を以ってこれに充てる。

第 25 条 本会の予算及び決算は総会の議決を経ることを要する。但し第 22 条但書を準用することができる。

第 26 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 6 章 特定個人情報の保護

第 27 条 本会は、業務上知り得た特定個人情報の保護に万全を期するものとする。

特定個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める特定個人情報取扱規程による。

附 則

第 28 条 本規約実施に当り必要な事項は全国役員会の定める細則による。

第 29 条 本規約は昭和 31 年 5 月 23 日よりこれを実施する。

細 則

1 顧 問

第 1 条 顧問は本会員であったもの又は商業教育に貢献したもののの中から全国役員会に於て詮衡する。

2 賛 助 会 員

第 2 条 賛助会員は本会会員校の卒業生又は商業教育に深い関心を有し当該地方に於て信望ある者の内、商業教育の振興に関し自発的に協力する個人又は団体とする。

2 賛助会員は毎年 10,000 円以上の賛助会費を納めるものとする。

3 一旦納入した会費及び醸出金は如何なる理由があっても返還されない。

3 理事定数その他

第 3 条 理事定数は同一都道府県内の会員数、10 校までを 1 名、それ以上 10 校までを増す毎に 1 名を加える。但し、関東ブロックは必要に応じ増員する。

2 理事の中から関東ブロックより若干名、各ブロックより 1 名の常務理事を選出する。但し、必要に応じ全国役員会の議を経て 2 名とすることができる。

3 同ブロック内に 2 名以上の常務理事がある場合はその中よりブロック代表 1 名を互選によって定める。

4 同一都道府県内に 2 名以上の常務理事及び理事がある場合は、都道府県を代表する連絡係（連絡理事）1 名をその中より互選によって定める。